

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

(概要版)

平成28年4月

志木市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

○ 経営目標

志木市は、農業が職業として選択しえる魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を支援することとする。

具体的な経営の目標は、農業経営の発展をめざす農業者が、地域における他産業従事者並みの年間農業所得（主たる従事者1人当たり450万円）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1800時間）の水準を実現できるものとし、これらの経営が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

○ 農業経営基盤強化方策

志木市は、都市化が進む中で、限られた農地を有効に使い都市農業の発展と農業経営の安定化を図るため、将来の志木市の農業を担う若い農業経営者や意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する措置を総合的に実施する。

まず、志木市は、志木市農業委員会、あさか野農業協同組合、さいたま農林振興センター等と十分に連携し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための話し合いを促進する。さらに、効率的かつ安定的な望ましい経営を目指す農業者やその集団及びこれらの周辺農家に対して営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

併せて、都市型農業の発展を図ろうとする意欲的な農業者に対し、集約的な経営展開を促進するため、農住混在している農地を利用した農業および施設園芸、水田農業の農業経営者とさいたま農林振興センターとの連携指導の下、これらの作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成するうえで重要な位置を占めるものであることから、地域及び営農条件に応じてその育成を図る。

なお、効率的かつ安定的な農業経営体と小規模な兼業農家、高齢農家等農業者すべてと地域住民との間で都市地域農業の重要性を共通の認識とした上で、地域資源の維持管理、コミュニティの醸成を図り、地域全体の発展を目指すものとする。

○ 推進方法

志木市は、志木市農業委員会、あさか野農業協同組合、さいたま農林振興センター等の協力を得ながら、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む経営管理の合理化等の経営改善方策の示しながら、重点的指導及び研修会の開催等を行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する経営類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本市における経営類型についてこれを示すと次のとおりである。

なお、本指標の基幹農業従事者数は家族2人を基準としている。

営農類型	経営規模	生産方式
主穀・露地野菜複合経営	<p><基幹作目> 水稲 8.0ha 等</p> <p><経営規模> 水田 8.0ha 畑 0.3ha</p>	<p><資本装備> トラクター 1台 田植機 1台 コンバイン 1台 乾燥機 1基 その他</p> <p><経営条件> ・遊休農地等を積極的に借り受けて規模の拡大を図る。 ・堆肥や有機質肥料利用による環境にやさしい農法の実現。 ・その他</p>
直売多品目経営	<p><基幹作目> きゃべつ 0.3ha だいこん 0.3ha にんじん 0.2ha ほうれんそう 0.3ha ねぎ 0.3ha さといも 0.1ha かき 0.1ha</p> <p><経営規模> 畑 1.6ha</p>	<p><資本装備> 作業場兼販売所 50㎡ 1棟 トラクター 1台 その他</p> <p><経営条件> ・多品目を効率的に組み合わせた周年生産・販売体系を確立。 ・堆肥や有機質肥料利用による環境にやさしい栽培の実現。 ・庭先、農産物直売所、量販店等による多面販売。 ・その他</p>
施設トマト経営	<p><基幹作目> トマト 2,000㎡</p> <p><経営面積> 鉄骨ガラス温室 1,200㎡ パイプハウス 800㎡</p>	<p><資本装備> 鉄骨ガラス温室 600㎡ 2棟 パイプハウス 200㎡ 4棟 その他</p> <p><経営条件> ・周年栽培。 ・その他</p>

営農類型	経営規模	生産方式
養豚・主穀複合経営	<p><基幹作目></p> <p>豚 300頭</p> <p>水稲 2.0ha 等</p> <p><経営規模></p> <p>豚 300頭</p> <p>水田 2.0ha</p> <p>畑 0.3ha</p>	<p><資本装備></p> <p>豚舎 500 m² 2棟</p> <p>トラクター 2台</p> <p><経営条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・堆肥や有機質肥料利用による環境にやさしい栽培の実現。 ・その他
養鶏・主穀複合経営	<p><基幹作目></p> <p>成鶏 6,000羽</p> <p>水稲 0.1ha</p> <p><経営規模></p> <p>成鶏 6,000羽</p> <p>水田 0.1ha</p>	<p><資本装備></p> <p>鶏舎 1,250 m² 4棟</p> <p>鶏糞強制発酵装置 1台</p> <p>直売所 50 m² 1棟</p> <p>その他</p> <p><経営条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・鶏糞は強制発酵装置等を導入し、良質な堆肥生産を行う。 ・その他
酪農・主穀複合経営	<p><基幹作物></p> <p>乳用牛 30頭</p> <p>水稲 0.4ha</p> <p>牧草 0.6ha</p> <p><経営規模></p> <p>経産牛 24頭</p> <p>育成牛 6頭</p> <p>水田 0.4ha</p> <p>畑 0.6ha</p>	<p><資本装備></p> <p>牛舎 450 m² 1棟</p> <p>農業用施設 150 m² 1棟</p> <p>その他</p> <p><経営条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・優良な堆肥を作り、地域の農家に供給。
いちご複合経営	<p><基幹作目></p> <p>いちご 2,000 m²</p> <p>水稲 0.7ha</p> <p>その他の野菜 0.3ha</p> <p><経営規模></p> <p>パイプハウス 2,000 m²</p> <p>水田 0.7ha</p> <p>畑 0.3ha</p>	<p><資本装備></p> <p>パイプハウス 200 m² 10棟</p> <p>荷造り作業場 30 m² 1棟</p> <p>その他</p> <p><経営条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地を生かした多方面にわたる販売。 ・その他

営農類型	経営規模	生産方式
鉢物・苗物経営	<基幹作目> 鉢物・苗物 5,100 m ² <経営規模> 鉄骨ハウス 5,000 m ² パイプハウス 100 m ²	<資本装備> 鉄骨ハウス 500 m ² 10棟 パイプハウス 100 m ² 1棟 倉庫 120 m ² 1棟 その他 <経営条件> ・施設の集中化により、効率的作業体系を組む。 ・その他

上記経営類型について共通事項

○経営管理の方法

- ・複式簿記記帳実施による経営と家計の分離
- ・青色申告の実施

○農業従事の態様等

- ・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入
- ・労働保険の加入

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用に占める面積のシェアの目標
--

40%

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

志木市は、埼玉県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に即しつつ、志木市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行うとともに、高齢化による遊休農地の増加、それに伴う乱開発の防止に力を注ぎ、志木市の農業の未来に明るい希望が持てるよう努力する。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

志木市においては、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。また、今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくるのが予想される。

こうした課題を解決するには、農地利用集積円滑化事業により効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積の円滑化を図る必要があり、当該事業の実施主体は、①担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組を実施していること、②担い手に関する情報や、農地の利用に関する今後の意向等の農地の各種情報に精通していること、③農地の出し手や受け手と積極的に関わり合い、農地の利用調整活動を実施する体制が整備されていること、等の条件を満たす者とする。

第6 地域社会における都市農業活性化の方向

志木市は、農業の持つ多面的機能は都市地域にとって貴重な資源であるとの認識のもと、都市の特性を活かした農業の展開を図ることとする。

事業	重点施策
1 優良農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手への農地の集積 ・景観作物の植栽 ・生産緑地の維持 ・廃プラスチックの回収
2 地産・地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・アグリシップ事業 ・しきの土曜市の開催 ・学校給食への供給 ・食育の推進 ・販路拡大の推進事業
3 環境保全型農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・牛糞、豚糞堆肥の活用 ・循環型農業の推進 ・エコファーマーの推進 ・緑肥作物の推進
4 経営合理化の促進と先端技術の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・援農ボランティア制度の導入 ・農業関係講習の実施 ・新技術の導入
5 担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物直売団体の強化及び充実 ・出荷組合（宅配出荷、量販店出荷等）の強化及び充実 ・農業後継者クラブの強化及び充実
6 ふれあい農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・農業後継者クラブによる体験型市民農園の開催 ・田んぼ体験事業 ・市民農園の活性化

※ 重点施策については、現在の事業と今後の事業化を予定していくものを含む。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進法に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成28年4月1日から施行する。